

弁 明 書

営 企 第 2 0 9 号

令和 4 年 1 月 3 1 日

茨城県知事 大井川 和彦



審査請求人 [REDACTED] から令和 3 年 1 2 月 1 3 日付けで提起された行政文書不開示決定処分についての審査請求に関し、下記のとおり弁明します。

記

1 処分の内容

茨城県知事の審査請求人に対する令和 3 年 1 1 月 5 日付け行政文書不開示決定処分 (営企指令第 1 号)

2 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

3 審査請求の理由に対する認否

審査請求の理由は、否認する。

4 事件の経過

(1) 令和 3 年 1 0 月 2 1 日、審査請求人は、茨城県情報公開条例 (平成 1 2 年茨城県条例第 5 号。以下「条例」という。) 第 5 条の規定に基づき、茨城県知事 (以下「実施機関」という。) に対して、次に掲げる内容の行政文書の開示を請求 (以下「本件請求」という。) した。

1) 茨城県章 (以下「県章」という。) の無断使用が確認された時の対処方法を定めた文書 (以下「本件請求文書 1」という。)

2) 知事大井川氏個人のホームページ及び YouTube チャンネル (以下「本件私的サイト」という。) で一時、県章が無断使用されていたことへの対応が分かる文書・電磁的記録 (以下「本件請求文書 2」という。)

(2) 令和 3 年 1 1 月 5 日、実施機関は、本件請求文書 1 について「当該文書は作成していないため、実際には存在しない」として、本件請求文書 2 について「本件請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、個人に対する調査・指導の有無を開示することとなり、条例第 7 条第 2 号の規定により不開示とすべき情報を開示するこ

とになるので存否を答えることができないが、仮に存在するとしても、第7条第2号の規定により不開示になる文書である」として不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

- (3) 令和3年12月13日、審査請求人は、本件請求文書2に対する不開示決定（存否応答拒否。以下「本件処分」という。）を取消し開示するよう求めて、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

5 弁明の理由

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号では、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。その上で、同号ただし書の情報については、開示することとしている。

イ 同号ただし書アにおいて、法令（条例、規則等を含む。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を開示することと規定されているところ、審査請求人は、自らの問合せに対し県が回答したこと及び自らが管理するTwitterアカウントにおいてその回答内容を投稿していることをもって本件存否情報が公知の事実となっていると主張している。

請求人の問合せに対する県の回答は、第三者への公開を想定したものではない個別的な事例であり、法令の規定又は慣行として公にしている情報ではない。また、審査請求人が管理するTwitterアカウントにおいて県の回答内容を投稿していることのみをもって、慣行により公にされているとは認められないことから、条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

ウ 同号ただし書イでは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を開示することと規定されているところ、本件請求文書2の情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないため、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

エ 同号ただし書ウでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示しなければならないと規定されている。

ここでいう公務員等には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員が含まれており、都道府県知事はそれに該当する。

本件私的サイトは、自らの政治活動や政策ビジョン等について発信している知事の職務とは関係のない私的なものであり、その運営は知事の職務に含まれず、

特定の個人の私的活動にあたることから、条例第7条第2号ただし書ウに該当しない。

オ よって、仮に本件請求文書2が存在するならば、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書アからウに該当する事情も認められないことから、不開示とすべき情報である。

(2) 条例第10条該当性について

条例第10条では、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

仮に、本件請求文書2が存在するとして、その存否を答えるだけで、県章の無断使用に関して本件私的サイトに対し県が何らかの対応をした事実が明らかになり、条例第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することとなることから、条例第10条に該当する。

(3) 条例第9条該当性について

条例第9条では、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と規定している。

審査請求人は、知事が自らの政治宣伝のため、定められた手続を経ずに県章を無断で使用していたことは重大な非行であることから、条例第9条に該当すると主張しているが、同条に定める公益上の理由による裁量的開示は、保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認められる場合に限り、実施機関が行政判断により開示するものである。

仮に、本件請求文書2が存在するとして、これを開示することが公益上特に必要があるとは認められない。

(4) 以上により、本件処分は違法又は不当の点がないと考える。



営 企 第 2 1 0 号
令和 4 年 1 月 3 1 日

審査請求人 [REDACTED] 殿

茨城県知事 大井川 和彦



弁明書の送付及び反論書の提出について（通知）

令和 3 年 12 月 13 日付けで貴殿から提起のあった行政文書不開示決定処分（営企指令第 1 号）に対する審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 29 条第 5 号の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

また、同法第 30 条第 1 項の規定により、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出する場合は、令和 4 年 2 月 28 日までに提出してください。

提出先

茨城県営業戦略部営業企画課広報担当

住所：茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL：029-301-2128